

地域警察運営に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号）に基づき、地域警察官が勤務する交番・駐在所における勤務変更要領及び指定された地域警察幹部が実施する交番・駐在所に対する巡視を合理的かつ効率的に行うため、その手続き及びその他必要な事項を定めたもので、平成7年1月23日から実施しています。